

## 一般廃棄物処理基本計画（案）等についてご意見をお寄せください

市では、現行の一般廃棄物処理基本計画が平成27年度までの計画であることから、平成28年度を始期とする新たな基本計画の策定を目指して、川崎市環境審議会へ諮問し、平成27年11月に答申を受けました。この答申を基本としながら、「一般廃棄物処理基本計画（案）」及び「第1期行動計画（案）」を取りまとめましたので、新たな基本計画等の策定に向けて、皆様からのご意見を募集します。

募集期間	平成27年12月21日（月）～平成28年1月29日（金）【消印有効】
閲覧場所	①環境局廃棄物政策担当（市役所第3庁舎15階） ②各生活環境事業所 ③各区役所・支所・出張所の資料閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ④情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ※市ホームページからも内容をご覧いただけます。
提出方法	題名、ご意見、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）、連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）をご記入の上、郵送、持参、FAX、市ホームページで提出 ※様式は自由ですが、閲覧場所で配布している「意見書」もご活用いただけます。 市ホームページ： <a href="http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000072182.html">http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000072182.html</a>

提出・問い合わせ：環境局廃棄物政策担当 TEL 200-2564 FAX 200-3923  
〒210-8577 川崎区東田町5-4（川崎市役所第3庁舎15階）

## 川崎市環境教育・学習基本方針（案）についてご意見をお寄せください

市では環境基本条例に基づく環境教育・学習の推進を図るため、「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定しています。この基本方針は、人と環境との相互作用を学び、環境への負荷の少ない行動様式を身に付け、主体的に行動できる人材を育成するものですが、平成18年に改定以降10年が経過し、環境教育・学習を取り巻く状況が大きく変化しているため、このたび、改正案として「川崎市環境教育・学習基本方針（案）」を取りまとめました。

新たな基本方針への改正に向けて、広く市民の皆様のご意見を募集します。

募集期間	平成27年12月21日（月）～平成28年1月29日（金）【消印有効】
閲覧場所	①環境局環境調整課（市役所第3庁舎17階） ②各区役所・支所・出張所の資料閲覧コーナー、各市民館、各図書館 ③情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ※市ホームページからも内容をご覧いただけます。
提出方法	題名、ご意見、氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）、連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）をご記入の上、郵送、持参、FAX、市ホームページで提出 ※様式は自由ですが、閲覧場所で配布している「意見書」もご活用いただけます。 市ホームページ： <a href="http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000072812.html">http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/300/0000072812.html</a>

提出・問い合わせ：環境局環境調整課 TEL 200-2387 FAX 200-3921  
〒210-8577 川崎区東田町5-4（川崎市役所第3庁舎17階）

## 中国・瀋陽市環境技術研修生の受入れを行いました

市では、平成9年から姉妹都市である中国・瀋陽市からの環境技術研修生を受入れていました。今年度も2名の職員が4週間にわたり市の環境行政を学ぶとともに、市内の環境関連企業の視察や先進的な環境技術に触れるなどの研修メニューを終了し、帰国しました。

この取組を通して、瀋陽市の環境施策の推進や両都市の友好関係がより一層強化されることが期待されます。

- 研修期間：平成27年10月25日（日）～11月22日（日）の29日間
- 研修生：瀋陽市環境保護局大東分局、瀋陽市環境技術評価センターの職員2名
- 主な研修先：環境局・経済労働局などにおける行政研修、入江崎水処理センター、浮島処理センター、市内環境関連企業、市内NPO法人などの見学



【市長（写真中央）と記念撮影】

※本研修は平成9年から継続しており今回で18回目、延べ39名の研修生を受入れていました。

問い合わせ：環境局環境総合研究所事業推進課 TEL 276-9118 FAX 288-3156